

第5回「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における
差別事案に係る検証委員会 議事録

令和6年1月29日(月)
午前10時00分～午前11時55分

発言者	意見交換内容
杉 野 会 長	それでは時間となりましたので、ただ今から、「第5回「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における別事案に係る検証委員会を始めさせていただきます。 まず初めに、本検証委員会の公開・非公開についてです。 本検証委員会は、要綱第4条第3項におきまして、原則公開となりますが、本日は、名古屋市情報公開条例第36条第1号の非公開情報が含まれる事項の審議として、すべて非公開としておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは議事に入ります前に、報道機関の方の撮影ということで、少々お待ちくださいませ。 ＜報道機関 撮影＞ よろしいでしょうか。大変恐縮ですが、報道機関の方々はご退出をお願いいたします。 ＜報道機関 退室＞ それではこれから議題に入りますが、本日はすべて検証に関わる議題ということですので、田中検証委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。田中委員長よろしくお願いいたします。
田中検証委員長	皆さん本日もよろしくお願いいたします。それでは議事を進めて参りたいと思います。 まずは、事務局から資料の説明をお願いします。
事 務 局 (伊 藤 主 幹)	資料については事前送付させていただいておりますことから、簡潔な説明とさせていただきます。 それでは、資料1でございます。 今回の中間報告案の記述に向けて委員から観光文化交流局への質問事項と回答です。 次に、資料2は中間報告の案です。 前回の検証委員会で、骨子案の協議をいただきました結果をもとに、1ページから8ページまでの前半部分の事実等に関する部分は事務局、9ページ以降の後半の検証に関する部分は学識経験者委員にて骨子から文章として改めて文案整理されております。 前半部分においては、文章構成として、中間報告の冒頭に、差別がどうい

発言者	意見交換内容
田中検証委員長	う事象だったのか、定義や事実関係的な内容を位置づけることとされ、差別発言についての法令等の基本的な考え方が明記しております。 また、委員構成としまして、学識経験者・行政それぞれ、五十音順で委員名のほか委員構成の考え方なども記述しております。 このほか、前回の骨子案の協議において、後半検証部分に記述いただいております過去のバリアフリーに関する当事者意見の聴取などの事実経緯は、前半部分に位置づけることとなりましたので、こちらに移動されています。 その他骨子案では、討論会開催までの経緯と討論会後の市の対応を一つの大項目としていましたが、これをそれぞれ独立させております。これにより、骨子案で検証部分に関する大項目の番号は、第4でしたが、第5に繰り下がっておりますので、よろしくお願いします。 次に、後半の検証部分です。 骨子の段階では、討論会の必要性に関する記述内容もありましたが、それらは最終報告に向けて背景事情とするか再検討することとし、中間報告では討論会の実施を前提とした原因究明部分とすることとされ再構成いただき、項目統合や中間報告での記述見送りなどにより10項目におまとめいただいております。 なお、26ページの「ただちにに取り組むべき再発防止の方向性」については、前回の骨子案時点では内容未定となっております、会議終了後に委員より提出いただく扱いとしておりました。 前回の会議終了後に、行政側委員を中心に研修をはじめとする内容が提出されましたので、まとめさせていただいております。 また、28ページの今後の検証に向けての部分については、これまでの議論を踏まえた内容が記述されてございますが、特にこの第6の再発防止と第7の今後の検証に向けての部分については、骨子案の検討をした際には具体的な内容まで挙がっておらず、この検証委員会の場で全委員による十分なご議論をいただけておりませんでしたので、本日、特に学識経験者委員の皆様のご意見を頂戴できればと考えております。よろしくお願いします。 資料3から6までにつきましては、今後、中間報告の内容が公表された際、より市民の皆様によりわかりやすくするため、今回の検証委員会で公開の会議資料として挙げさせていただくものでございます。 説明は以上でございます。 はい。ありがとうございます。 本日は、第5から第7までの後半部分を中心に、意見交換をお願いしたいと思います。まずは第6の部分について、小林委員・浅田委員からご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

発言者	意見交換内容
小林 委員	第6の記述ですが、なんていうか、弱い気がしています。特に5がかなり漠然としており、記述としてはぼんやりしすぎという印象になっていると思います。例えば、外部有識者を入れるとか、やり方はあると思う。事項名が「ただちに取り組むべき再発防止の方向性」だからかもしれないけれども、もっと具体的に書いてきっちりやるべきではないかと思うんですよ。事項名がそうだとすると、市民の信頼回復という点から言えば、外部の視点を入れるのはあった方が良くと思うんですが。
鳥羽 委員	ご意見ありがとうございます。5の部分は職員が自ら対応できるようにしたいという思いでこのようにさせていただきましたが、外部からの視点ということで外部有識者を入れるということはおっしゃるとおりで、そのことも踏まえて検討したいと思います。
平松 委員	1(2)の部分の、「障害・障害者理解の一層の促進」の部分で、ただちに取り組むべきという観点では対応できていた。その先に外部の視点も取り入れることも検討していけると思います。
田中検証委員長	会長からもお願いします。
杉野 会長	この部分は私も事務局に言ってきたところなんですが、「再発防止の方向性」となっていることから、外部の視点を取り入れることは検討すべきである、という表現にすべきであると思います。 同じように4番も抽象的になっていると思います。当局には言いましたが、それでもまだ抽象的になっている。4番の6行目に「より高度な専門的判断等が必要なものについての的確に人権に関する所管部署と連携ができる体制を構築することが必要である」とあるけれど、何が書いてあるか具体的に見えてこない。スポーツ市民局と健康福祉局の強化になるのか、各局に差別の観点から研修を行うなど、自らが体制を作るべきなのか、わからない。私としては、両方とも行うことで強化されると思う。
田中検証委員長	ありがとうございます。浅田委員、いかがですか。
浅田 委員	様々な教員向けの会議でも、例えば、避難経路のことを会議の冒頭で毎回、説明しているので、同じように会議の冒頭で、人権に配慮した発言をするようマニュアルに位置づけていく必要があると思いました。 それから、1(3)の「差別用語についての知識の普及」は、どのように行うのかなど。言葉を伝えるというものでしょうか…と思いました。
鳥羽 委員	4の表現については確かに、具体的に何をするのがわからないようになっているため、わかるような記述をしていきたいと思います。

発言者	意見交換内容
杉 野 会 長	浅田委員ご指摘の(3)の差別用語については、一般の市民に差別用語を普及するものではなく、市職員として、やはり知識として必要な部分があるため、職員に対しての普及ということで記述をしています。 平松委員からも。
平 松 委 員	(3)の差別用語の部分について、健康福祉局ではNHKの差別用語一覧を持っているんですが、用語だけでなく、どうして差別にあたるのかを確認して対応をしています。意味を理解することが必要ではないかと思っています。 先ほどの小林委員の言われた外部の視点というのは、研修で外部講師に依頼するなど対応ができると考えています。
杉 浦 委 員	職員研修では「人権指導者養成研修」を行っていますが、これまでは知識を中心とした内容でしたが、具体的な事例や実践的な内容を盛り込む必要があると考えています。また、人権指導者には、各局で人権意識を浸透させていく役割もあるので、現場で起きることを想定して、浸透させることを考えたり、連携しながら考えていくことも盛り込む必要があると考えています。 (3)は、差別用語を知識としては知っていたとしても、具体的な行動に結びついていない。知識を得て、その言葉の意味を知って、行動できる研修にしなければならないと考えていまして、ここの記述については、こういったことを意識した表現を盛り込んでいきたいと思っています。
田中検証委員長	はい。小林委員、お願いします。
小 林 委 員	皆さんおっしゃっておられるとおり、書けるところは具体的に書くべきだと思います。 それから、(3)のタイトルが、「知識の普及」となっているんですが、「理解の普及」とすべきではないでしょうか。下から2行目に「差別の助長につながる背景などを含め」とありますが、「背景や歴史」とした方が良いのではないのでしょうか。
田中検証委員長	今、話題になった第6のタイトルは、「ただちに取り組むべき再発防止の方向性」となっていますが、「再発防止に向けて取り組むべき事項」としたらどうかと思います。これは、既に着手していること、それから今後検討していくこと包含した内容になると思います。 また、小林委員ご指摘の、具体的な記述にするというのもそのように思いますが、例えば「その一例として」として、例を挙げていくことでも良いかと思っています。

発言者	意見交換内容
	浅田委員ご指摘の(3)差別用語については、職員が持つ疑問として用語ではありませんが、事例を出してそれを話し合ってみる研修ということも考えられると思います。 私は障害当事者ですが、発言する人と受け取る人でズレがある。発言する側が、私たち障害者が受け取るのが大変だからと気を遣って外すということがありますが、受け取る側の私たちとしては、外された、排除されたと認識してしまう。こういうことを話してもよいかもしれません。 第7については、「市として取り組む事項がある場合は、検討したい」を追加？
鳥 羽 委 員	お話を伺っていて、4については、各局に人権について相談ができる専門的な委員を置くということを考えていた訳ですが、委員を置くことが分かるようにして表現を考えたいと思います。
杉 浦 委 員	第6が「ただちに取り組むべき」となっているのは、今回が中間報告だからであって、最終報告にはどのように書くのかも考えるべきだと思います。取り組むべき事項や方向性、考え方について、現段階で記載するのが良いのかも念頭に置くべきではないかと思います。
杉 野 会 長	私は委員長のご提案で良いと思いますが、私自身迷いが生じているところで、さらに取り組む事項については、第6になるのか、第7になるのか、非常に迷っています。再発防止の第6に置く方がわかりやすいのではないかと思います。
小 林 委 員	第6の後に「7 その他」を追加して、例えば「なお、再発防止に向けて検討すべき事項は、今回の中間報告であげた事項に限定されるものではなく、これら以外についても、市において主体的・積極的に取り組むべきであり、また、本検証委員会においても、最終報告に向けて、これら以外の再発防止に関する施策を検討していく予定である。」としては、どうでしょうか。 あと、第7には、条例が最後に記載されていますが、非常に唐突感がありますし、もう少し丁寧な記載がいるのではないかと考えているんですが。
田中検証委員長	浅田委員は、どうでしょうか。
浅 田 委 員	条例については、条例を作ったら終わりではないと思います。エスカレーター条例もできましたが、金山駅でも表示や色分けなど、様々な取り組みを行っています。条例を作っただけでは行動は変わらないので、それをどう活かすか、行動を変化させるかだと思います。

発言者	意見交換内容
田中検証委員長	ありがとうございました。それでは、小林委員の案の、第6に7を新設して文章を入れるということではいかがでしょうか。 私からも第7については、事務局へ2つ確認したいことがあります。一つ目は「『昇降技術』をどこまで設置するのか」という討論会の本来の開催目的が市民に十分に伝えられず」とありますが、「『昇降技術』をどこまで設置するのか」を開催目的と言い切って良いのでしょうか。二つ目は、「障害当事者の参加を考慮しない無作為抽出という手法で開催したことが適切であったのか」の部分について、無作為抽出はひとつの方法であり、障害当事者が漏れることは想定されていることですが、市民討論会を開催する手法の選択が適切だったのかと言って良いのでしょうか。
事務局 (伊藤主幹)	一点目について、どこまで設置をするのかということだと思いますが、このことについては観光文化交流局が議会でも繰り返し明言しております。公式に明言しているのとは裏の意図があったのではないかと疑念がもしませんが、そこはわかりません。これまで検証で確認した目的と公式に通用している目的ということになります。 次に、二点目ですが、無作為抽出という手法については、議会や障害者団体からも指摘されており、ヒアリング項目でも委員から疑問点として挙がってきたものです。前回検証委員会の骨子案でも項目としては挙がっていたものの、中間報告では、討論会の実施を前提に直接的な原因究明を行うこととし、最終報告で背景事情として再検討するかどうかとして見送られたという経緯があります。 市民の信頼回復という点からしますと、市民の関心、疑念がある部分と思いますので、最終報告でも無作為抽出に関する記述がなにもなしということではなく、何らかのご意見・ご指摘をいただくことになるのかなと考えておりました。無作為抽出自体に問題があるように受け取られてしまうのではないかとということで、ここの文章にあります「適切か」という表現を変更していただいてもよいかと存じます。
小林委員	無作為抽出そのもの自体はあり得るものだと思っていて、ただ、過去の障害者団体とのやりとりなどもあって、文脈に照らして適切か、今回の差別発言に限らず過去の経緯も検討すると加えたらどうかと思います。
浅田委員	第7の第一パラグラフには様々な記載がされていますが、一つ目はコンパクトにすることで今後につながると思います。 自分は第五パラグラフの「バリアフリーの検討に際しては」の部分は、今回の対象ではないので、こういう書き方ではないほうがよいと思っています。
杉野会長	検証委員長がおっしゃる、目的としての『昇降技術』の部分は、いろいろな

発言者	意見交換内容
平 松 委 員	面があると思います。本来はこういう趣旨ですが、ただ、討論会で市民に昇降技術を設置するのかが聞かれても曖昧にしか答えることができなかったことからすると、実際のところは、名古屋城の職員はひるんだ姿勢で当日を迎えていたと思います。 浅田委員ご指摘の「バリアフリー」については、これまで障害者にワークショップで聴いてきたという経緯がありますし、所長も、苦勞したと話しておりましたが、ここは具体的な記述をすべきではないかと思っています。 市長には、解釈が違うと言われることもありますが、69ページでは、「史実に忠実な復元とバリアフリーの両立」と記載されていますが、71ページでは、無作為抽出の意義が記載されていますが、ここに障害者は含まれていません。したがって、史実に忠実な復元とバリアフリーの両立を記載してはどうでしょうか。
杉 浦 委 員	第六パラグラフに「こうした点を含め、過去にさかのぼって本件事案についてさらに検証し、全容解明につなげていきたい」とありますが、何をさかのぼるのだろうか。いつまでさかのぼって何を想定するのか。今後の検討事項にあたることを想定しておきたいと思っています。
田中検証委員長	令和4年12月以降の、健康福祉局と名古屋城とのやり取りが途絶えた経緯から検討・記載してもいいものなのでしょうか。 はい。小林委員、お願いします。
小 林 委 員	第7の第一パラグラフは、第5で詳しく記載してきた評価をまとめた部分ですが、書くのであれば丁寧に記載をしないと誤解を生むことになりかねないと思います。あるいは、我々の評価は第5を読んでもらえばわかるので、いっそ削除するのも良いのではないかと思います。第二から第四パラグラフは、合理的配慮へつなげるものであり、これらの疑問点に関しても検証していく必要があるのではないかと考えているのですが、いかがですか。 それから、第五パラグラフには、「中間報告では、差別事象に直接的に関わる事項に限定して検証してきたが、最終報告では、過去の経緯も含めて、これらの疑問点に関して検証していく予定である。」と加えて、下から2パラグラフ目には、「過去にさかのぼって本件事案についてさらに検証し、全容解明につなげていきたい」とありますが、過去に「さかのぼって」は削除して、全容解明も犯罪捜査みたいなので削除して、「さらに検証を進めていきたい」としてはどうでしょうか。
田中検証委員長	ありがとうございます。小林委員ご提案の第一パラグラフ目の部分については、どうしましょうね。浅田委員、いかがでしょうか。

発言者	意見交換内容
浅 田 委 員	カットでどうでしょうか。
田中検証委員長	ありがとうございます。では、第一パラグラフは思い切ってカットします。そして、第四パラグラフの「障害者差別解消法にいう「合理的配慮」への…」の前に「そして」を加えて、次のパラグラフにつなげる。また、第五パラグラフの「バリアフリーの検討に際して」の「バリアフリー」は、「史実に忠実な復元とバリアフリーの両立」に置き換えて、第五パラグラフの最後と下から2つ目のパラグラフに、小林委員ご提案の文章を入れましょう。
小 林 委 員	最後のパラグラフに、障害者差別解消推進条例の改正とあるんですが、このポイントは検証委員会の中で議論・共有していないと思うんですが、条例改正をする予定か何かあるんですか。
平 松 委 員	担当部長が手を挙げています。
田中検証委員長	はい、どうぞ。
事 務 局 (田 畠 部 長)	障害福祉部長です。障害者差別解消推進条例の改正については、障害者施策推進協議会から意見書をいただいております。紛争に対する対応策に関して、民間に対してはあるのですが、行政を相手方として紛争を解決する仕組みはないため、今回の事案を受けて、差別を容認してはならないということで、改正のご意見を頂戴しているものです。
小 林 委 員	仕組みを検討されているということですが、条例の改正という手法以外にも、人権条例に包含したり、要綱レベルとするなど、いろいろな手段があると思うんですが、条例の改正をすること自体は決まっているんですか。
事 務 局 (田 畠 部 長)	条例改正をすることは決まっていますが、障害者差別解消支援会議で要望を受けて、改正をしてほしいという声もあります。委員のおっしゃるとおり、人権条例に包含したとしても、障害者差別解消条例は既にある条例ですので、改正する必要はあります。
小 林 委 員	ここの部分に改正をするということだけを記述するのではなく、なぜ改正するのか、紛争を解決する仕組みづくりをする、ということを入れるべきではないでしょうか。改正は手段であって、なぜ改正が必要なのか目的の部分が必要な気がします。
平 松 委 員	現在の条例には、民間の障害者差別事案についてのみ紛争解決の仕組みが定められています。これは、行政は差別をしないという認識の下で制

発言者	意見交換内容
	定されたものですが、他都市でも行政を対象に含めた条例としているところもあります。団体からは、次の2月定例会に条例改正案を出しますよね、という勢いで要望されており、この検証委員会のこともありますし、待ってもらっている状態です。中間報告書への記述としては、条例の改正という表現を入れさせていただきたいと思います。
杉 野 会 長	確かに、小林委員がおっしゃるとおり、条例改正は紛争を解決するための手段でしかないと思います。何が足りないかを書くことにより、改正の道をとったことが表れるのではないのでしょうか。行政における紛争解決の仕組みづくりなどと記載し、条例の改正を検討すべきだと思います。
小 林 委 員	人権条例について、いいですか。人権保障に関して、人権問題には交差性・複合性があるから、包括的な人権条例が必要であると思います。「人権擁護のための条例制定」とありますし、理念条例でなく、人権擁護体制の整備と共に、実効性のある条例を作ってもらいたいと思います。
田中検証委員長	ありがとうございます。浅田委員はいかがでしょう。
浅 田 委 員	「実効性のある」というのは、確かに必要なことだと思います。
小 林 委 員	ただ、人権擁護体制の整備は、人と予算がいることですが、それらの点に関して、市として覚悟されているということで、良いですか。
鳥 羽 委 員	私たちも、単なる理念条例では意味がなく、実効性のある条例を作り、それを実現していく努力をしていくことが必要と考えています。
小 林 委 員	相模原市は結果としては失敗しているけれど、審議会が人権擁護機関について踏み込んだ提案をしています。この審議会答申が、今後、人権擁護条例を作るときのスタンダードになると思っているんですね。愛知県にも条例はありますが、あれと同じものではダメで、名古屋市はもっと踏み込んだものを作るべきであり、相談体制の整備など、それなりの覚悟が必要となりますが、良いですか、ということです。
杉 野 会 長	表現は検討したうえで、先生方にお示しさせていただきたいと思います。
小 林 委 員	市民からの信頼回復をするために、名古屋市は人権保障に関して国や他の自治体をリードするような条例を作る必要があると思います。
杉 野 会 長	市施設のバリアフリー整備に関し、障害当事者等の方に相談していく体制を作っていくことの予算の公開をしており、まずはこれから検討・調査をす

発言者	意見交換内容
田中検証委員長	ることを公開しています。人権条例の場合は別の仕組みになるのかもしれませんが、私たちの中ではどの局がリードしていくのかも決めていかなければならないということもあります。 人や予算も含めて具体的には書けないにしても、「実効性を含めた」ということであれば、入れられるのではないのでしょうか。条例その他の法制度の検討を進めていきたい。人権への法規制は日本にはありませんが、国際的には多くの国が法整備しており、国連総会、いわゆるパリ原則と呼ばれているものですが、採択されています。この地方版を作って、国をリードしていく覚悟がいると思います。
小 林 委 員	中間報告には、「実効性のある」、ということを入れていただくということで良く、ここで具体的に細々と書き込むべきということではなく、今後の検証作業の中で検討し、最終報告で具体化すれば良いと思います。ただ、いまは認識を共有できていればよいと思っています。念のため、誤解のないように。
田中検証委員長	わかりました。「実効性のある」ということを書き加えて丁寧に修正するというので、お願いしたいと思います。 あと、私は第5について、項目のタイトルと内容のつながりが気になります。例えば、1(1)は「討論会の目的」というタイトルですが、問題意識はアンケートの記載内容が中心となっており、読む方がわかりにくいのではないかと。
小 林 委 員	考えてきたものがあるんですが。
田中検証委員長	ご紹介いただけますか。お願いします。
小 林 委 員	1の(1)は「討論会」の目的の不明確性、(2)は「討論会」の名称の正確性、2の(2)は問題発生 of 想定 of 甘さ、(3)はスケジュール設定 of 無理、(4)は委託業者との連携体制 of 不十分性、(5)は本件討論会における人権上のリスクへの対応 of 想定 of 不足、3の(1)は、運営・進行に関する認識と意識 of 共有不足、としてはどうかと思いますが。
田中検証委員長	ありがとうございます。そのようにすれば、タイトルで我々が何を指摘しようとしているのか、分かりやすくなると思います。小林委員のご提案のとおりでいかがでしょうか。では、小林委員、ありがとうございました。 ところで事務局にお尋ねしたいのですが、今後のスケジュールはどうなっていますか。

発言者	意見交換内容
事務局 (伊藤主幹)	本日のご指摘を踏まえて加除・修正をした上で、委員の皆さま方に確認をしていただいた後、2月の半ばには市民の皆さまに公表させていただきたいと思っております。そのために委員の皆さま方には、なるべく早い段階で、メールでやり取りを行い、確認させていただければと思います。
田中検証委員長	メールで確認を行う、ということですね。
杉浦委員	ひとつだけ、事務局での対応になると思うんですが、24ページのところで、「また、参加者間での…」となっている次の段落で、「なお…」となっており、その次がまた「なお」「また」となっているので、こここのところも修正をお願いしたいと思います。
杉野会長	その部分を含めて、事務局で直して委員に確認していただければと思います。
田中検証委員長	ありがとうございます。それでは司会を杉野会長へお返しさせていただきます。
杉野会長	田中検証委員長、ありがとうございました。 学識経験者委員の皆様には、この間、8月30日から月1回のペースで会議としては5回、会議以外でも、ヒアリングのほか、中間報告作成に向けた作業など非常に多くのご尽力をいただきました。重ねてお礼申し上げます。 一旦の区切りを迎えることができましたが、最終報告に向け皆様にはなお一層、ご協力賜ることとなるかと思います。よろしくお願いいたします。 本日の会議は以上です。長時間、ありがとうございました。